

建築確認申請の前に『開発構想届』の提出が必要です

開発まちづくり条例(開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例(平成 17 年 10 月 1 日施行))の規定により、全ての開発事業について『開発構想届』の提出が必要です。

※開発事業とは以下のいずれかに該当する行為

- ① 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定する宅地造成又は第3号に規定する特定盛土等(土地の形質の変更により宅地にするものに限る。)
- ③ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の建築又は用途変更

■提出書類等

- 開発構想届 : 2部 (特定開発事業の場合は3部)

開発構想届に下表の図書をそれぞれ添付してください。

- 封筒(指定確認検査機関宛) : 1 通 (A4 判用紙が入る大きさ 切手必要)

- 封筒(代理者宛) : 1 通 (定形封筒 切手必要)

※通知書を窓口で受け取られる場合は、封筒の提出は必要ありません。

添付図書の種類	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物、開発事業区域
配 置 図	縮尺、方位、敷地に接する道路の位置(道路境界線)及び幅員
	敷地境界線、建築物の位置(建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地又は道路境界線までの有効寸法)、届出に係る建築物と他の建築物との別
	道路境界線又は敷地境界線付近の塀、フェンスその他構造物(道路構造物及び隣地構造物を含む)(既設又は新設の別)
	地盤の高低(盛土又は切土を行う場合は、それら範囲)、擁壁・石垣・のり面の位置(既存又は新設の別)
	井戸及びし尿浄化槽の位置、汚水・雨水排水計画
土地(敷地)の 現況平面図 計画平面図 現況断面図 計画断面図	地盤の高低(盛土又は切土を行う場合は、それらの高さ及び範囲(現況地盤及び計画地盤))
	擁壁・石垣・のり面の位置(擁壁等構造物の断面形状)及び高さ(既設又は新設の別)、建築物の構造躯体を擁壁として兼ねる場合は当該構造断面
	※敷地内外の地盤高低差が軽微である場合は、配置図に断面図を併記することができます。

※特定開発事業とは以下のいずれかに該当する開発事業(一戸建ての専用住宅一戸の開発事業を除く)

- ア 開発事業区域の面積が500平方メートル以上のもの
- イ 建築物で地階を除く階数が4以上のもの
- ウ 建築物の高さが10メートルを超えるもの

■手続きの流れ (特定開発事業は別紙『特定開発事業の手続フロー』参照)

